

須賀小学校地域拠点施設基本設計業務委託にかかるプロポーザル実施要領

令和6年5月31日

1. 目的

この要領は、須賀小学校地域拠点施設基本設計業務を委託するにあたり、プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項について定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

須賀小学校地域拠点施設基本設計業務

(2) 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

(4) 業務委託に関する基本スケジュール（予定）

令和6年7月 基本設計業務委託契約締結

令和7年1月 基本設計の完成

(5) 建設に係る全体スケジュール（予定）

令和6年度 基本設計・実施設計

令和7年度 解体・建築

令和8年度 解体・建築

令和9年度 開設

(6) 建設概要

ア 建築用途

- ・小学校：校舎、体育館及び屋外運動場
- ・学童保育所
- ・地域コミュニティ施設：住民交流及び活動施設
※地域防災拠点としての機能を兼ねる。

イ 建築予定地 須賀小学校敷地内（宮代町大字須賀1425番1）

ウ 想定延べ床面積 6,363㎡

エ 敷地面積 13,397㎡

(7) 業務の内容

別添の須賀小学校地域拠点施設基本設計業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

※この仕様書は、受託契約候補者として選定された事業者と宮代町との協議により変更予定

(8) 提案上限額

本業務にかかる提案上限額は次のとおりとし、提案書で提出された金額をもとに、候補者から見積書を徴取して契約を締結する。

71,280千円

※上記金額は消費税及び地方消費税相当額を含む。

3. 参加資格要件

- (1) 過去20年間（平成16年4月1日から令和6年3月31日まで）に小中学校に係る基本設計・実施設計に関する業務実績を元請けとして有していること。

- (2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること及び宮代町の指示に的確迅速に対応できること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (4) 宮代町から入札参加停止措置を受けていないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと
- (6) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 参加表明書提出日において、プロポーザルに参加しようとする者と継続して3月以上の雇用関係があり、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する技術者を配置できること。
- (8) 実施設計の参考上限額は以下の通りとする。
実施設計参考上限額 133,650千円
※上記金額は消費税及び地方消費税相当額を含む。

4. 参加者の失格

参加者が次の事項に該当すると宮代町が判断した場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないもの
- (2) 提出書類及び提案内容に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

5. 質問の受付及び回答

仕様書等への質問については、別添「質問書（様式1）」により電子メールで提出すること。件名を「須賀小学校地域拠点施設基本設計業務質問書 ○○会社」とし、電子メール送信後、電話による確認連絡をお願いします。なお、質問への回答は、後日、電子メールにて全対象者（辞退者は除く）に対し回答する。

- (1) 質問提出期限 令和6年6月13日（木）正午まで
- (2) 回答期限 令和6年6月19日（水）午後5時まで

6. 参加の表明

本プロポーザル参加希望者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ①参加意思表明書（様式2）
 - ②会社概要
 - ③業務実績
 - ・類似業務の基本設計・実施設計策定支援事業の直近20か年（平成16年度～令和5年度）の実績を示すこと。
 - ④一次審査書類
 - ・一次審査用書類として、企画提案書のうち、提案課題（1）「複合施設を建設するうえで、重視すべき点や考え方」について、先行して提出すること。
 - ⑤過去に作成した基本設計の完成版

- (2) 提出部数 原本1部、副本10部
- (3) 提出期限 令和6年6月26日(水)午後5時15分まで
- (4) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)とする。

7. プロポーザル提案課題

本プロポーザルにおいて、基本構想及び基本計画等を踏まえ、この要項にある『8. 提出書類』の項に従って提案して下さい。なお、企画提案書における提案課題は次によるものとするほか、当該課題に関連する内容であれば、想定建設費の範囲内で、施設の計画に新たな提案を盛り込むことも可能とする。

《提案課題》

- (1) 複合施設を建築するうえで、重視すべき点や考え方
- (2) 設計のプロセス・具体的な進め方
- (3) 基本計画における配置計画に対する見解(※配置に関する新たな提案があれば基本計画の配置案程度の図でご教示ください。)
- (4) 建築コスト・ランニングコストの軽減策(※大胆なコスト削減策があれば、提案すること。)

8. 企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法等

本プロポーザルに参加意思表示した者(以下「企画提案者」という)は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ①業務推進体制
 - ②担当職員経歴(※業務に従事する者)
 - ・別添「担当職員経歴(様式3)」で提出
 - ③業務スケジュール案
 - ④企画提案書
 - ⑤参考見積書(内訳を記載すること。また、実施設計の見積額も別途記載すること。)
- (2) 企画提案書の提出にあたっての注意点等
 - ①企画提案書は、A4版両面印刷とし、様式は任意とする。
 - ②「(1) 提出書類」の順に調製すること。
- (3) 提出部数 原本1部、副本10部
- (4) 提出期限 令和6年7月12日(金)午後5時15分まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る)とする。

9. 企画提案にあたっての留意事項

企画提案者は、企画提案書の作成に当たり、第5次宮代町総合計画(令和3年3月)、第2期宮代町公共施設マネジメント計画(令和4年3月)、須賀小学校地域拠点施設基本構想(令和5年6月)、須賀小学校地域拠点施設基本計画(令和6年3月)を踏まえた内容とすること。

なお、当該計画等については、町ホームページから参照すること。

10. 町からの事前質問

提案の内容について必要に応じ、宮代町から質問を行う。

質問日 令和6年7月19日（金）

回答期限 プレゼンテーション当日に併せて回答すること。

11. 提案プレゼンテーション実施概要

(1) 日時 令和6年7月26日（金）

(2) 場所 未定

(3) 人数 4名以内

(4) 時間 50分以内（説明30分、質疑20分）

(5) 備品等 プレゼンテーションに必要となる備品及び資料は提案者が用意
※スクリーン及びプロジェクターは宮代町で用意

(6) その他 提案内容について宮代町から事前に質問があった場合は、この質問への回答も踏まえてプレゼンテーションを行うこと。

12. 受託契約候補者の選定

(1) 評価の方法

本業務の受託契約候補者の選定にあたっては、有識者及び副町長、町職員複数名が、企画提案内容及び参考見積額に基づき総合的に評価を行う。

(2) 評価基準

評価は、実績や業務推進体制、企画提案内容（基本設計の考え方及び記載する項目、基本設計作成に向けた具体的な進め方等）、見積額等に基づき評価し、最も合計点の高い事業者を選定する。

なお、同点の参加者が複数ある場合は、多数決により選定する。

(3) 一次選考の実施について

一次選考実施する。

13. 選定結果の通知及び公開

選定結果は、選定後にプロポーザル参加者全員に通知する。また、選定結果は、選定事業者以外は名前を伏せて町ホームページ等で公開する。

14. 契約の締結

プロポーザル選定結果に基づき、宮代町は受託契約候補者と協議し、企画提案内容と見積額を調整のうえ、予算額の範囲内で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結するものとする。なお、受託契約候補者が辞退をした場合や受託契約候補者に本提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、次点者を受託契約候補者として繰り上げ、契約締結の協議を行う。

15. 選定までのスケジュール

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 募集公告 | 5月31日（金） |
| (2) 事業者からの質問提出期限 | 6月13日（木）正午 |
| (3) 質問への回答期限 | 6月19日（水）午後5時 |
| (4) 参加表明及び一次審査書類提出期限 | 6月26日（水）午後5時必着 |
| (5) 一次審査結果通知 | 7月1日（月） |
| (6) 企画提案書提出期限 | 7月12日（金）午後5時必着 |

(7) 宮代町からの質問日	7月19日(金)
(8) プレゼンテーション審査	7月26日(金)
(9) 受託契約候補者の決定	7月末
(10) 契約締結(予定)	7月末

16. その他

- (1) プロポーザルに係る一切の経費は、提出業者の負担とする。
- (2) 提出物については、返却しない。
- (3) 本要領に示した書類の他に町長が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出された提案書等は、営業上の秘密に該当する部分があることが考えられることから、原則公開しないものとするが、宮代町情報公開条例の対象となるため、情報公開請求や情報公開請求訴訟の如何によっては、公開される可能性がある。したがって、企業秘密など、公開されることにより提案者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないようにするか、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講じること。

17. 参加表明後の辞退

参加表明後に辞退する場合には、別添「参加辞退届(様式4)」を提出すること。なお、提案の辞退は自由であり、以後、辞退による不利益な扱いはしない。

18. 別添様式

- (1) 様式1 質問書
- (2) 様式2 参加表明書
- (3) 様式3 担当職員経歴
- (4) 様式4 参加辞退届

19. 問合せ先

- (1) 住所 〒345-8504 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1
- (2) 電話 0480-34-1111(内線425・426)
- (3) E-mail kyouiku@town.miyashiro.saitama.jp
- (4) 担当 宮代町教育推進課教育総務担当 小川 高橋 須原